

《 補 足 説 明 書 》

徳島県教育委員会施設整備課

委 託 業 務 名 R 2 県立学校施設建築設備等定期点検業務

別途発注委託 無し

- ・本業務は、重点調査制度の（~~対象業務~~・対象外業務）である。

1 現地調査

希望者は、現地調査をすることができるが、現地に管理者のいる施設については、管理者の了解を得て調査を行うこと。

2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の2日前（休日を除く）の正午までに、施設整備課に提出すること。

質疑書は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールについては、送信後に電話により受信について確認すること）により提出するものとする。

提出先 施設整備課 住 所 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電 話 088-621-3207
ファクシミリ 088-621-2879
電子メール shisetsuseibika@pref.tokushima.jp

（例）入札開始日が月曜日の場合は、前日及び前々日が休日であることから、木曜日の正午までとする。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

3 注意事項

- ・委託契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合においては、業務委託料に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は課税事業者であるか又は免税事業者である旨について、ただちに届出ること。